

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令案について

平成 29 年 5 月
国土交通省都市局・住宅局

1. 改正の背景

第193回国会において、都市緑地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）案を提出し、平成29年4月28日に成立したところ。

今般、改正法を施行するに当たり、都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）等について所要の改正を行う。

2. 改正の概要（※）

（1）都市緑地法施行令の一部改正

改正法により都市緑地法（昭和48年法律第72号）第35条第9項が削除されたことから、都市緑地法施行令第11条の規定を削除する等の所要の改正を行う。

（2）都市公園法施行令の一部改正

① 一の市町村の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（市街地においては5平方メートル）以上とされているところ、当該市町村の区域内に都市緑地法に基づく市民緑地が存するときは、当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積（市街地においては当該市街地の住民一人当たりの市民緑地の敷地面積）を控除した面積を、都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準として定めることとする。

② 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第4項第1号中、「（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）」及び「（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）」を削除するとともに、同項第6項の規定について、公園施設である飲食店から除外される施設は風俗営業を営む施設である旨を明確化することとする。

③ 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の50）を超えてはならないこととする。

④ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第3条の2第1項の規定に基づき、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準として、

- ・都市公園の構造、利用状況、維持修繕の状況等（以下「都市公園構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、巡視、清掃等の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること
- ・都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと
- ・点検等により劣化等の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維

持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること
を定めるとともに、上記のほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、
国土交通省令で定めるものとする。

- ⑤ 認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設を設ける場合における第6条第2項の規定の適用について、現行において、一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）の特例の対象とされている休養施設、運動施設、教養施設等と同様の建蔽率の特例を適用する読替規定を規定することとする。
- ⑥ 都市公園法第5条の11の規定に基づき、他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者に権限代行を行わせない権限として、改正法により都市公園法に創設された公園施設の設置管理に係る公募制度の実施に係る権限を追加することとする。
- ⑦ 都市公園法第7条第2項の規定に基づき、占用物件として認められる社会福祉施設として、
- ・ 保育所、障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、小規模保育事業の用に供する施設、幼保連携型認定こども園
 - ・ 障害福祉サービス事業の用に供する施設、身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設、身体障害者福祉センター、地域活動支援センター
 - ・ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター
 - ・ そのほか、地方公共団体設置の都市公園にあっては条例で、国設置の都市公園にあっては国土交通大臣がそれぞれ定める社会福祉施設
- を定めるとともに、技術的基準として、
- ・ 占用の場所は都市公園の広場又は公園施設である建築物内であること
 - ・ 都市公園の広場内に設置する場合にあっては、その敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の100分の30を超えないこと、公園施設である建築物内に設置する場合にあっては、その床面積の合計が当該建築物の延べ面積の100分の50を超えないこと
- を定め、また、都市公園法第6条第4項の規定に基づき、占用期間の上限を10年と定めることとする。
- ⑧ 都市公園法第5条の2第2項第6号の規定に基づき、利便増進施設として、
- ・ 自転車駐輪場
 - ・ 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔
- を定めるとともに、技術的基準として、
- ・ 自転車駐輪場の占用の場所は、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所とすること
 - ・ 看板又は広告塔は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものであること
- を定め、また、都市公園法第6条第4項の規定に基づき、占用期間の上限を10年と定めることとする。
- ⑨ その他所要の改正を行う。

(3) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

- ① 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第2項第3号の規定に基づき、地方公共団体が行う資金の貸付けの対象となる費用の範囲を、都市公園法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づく公募対象公園施設及び特定公園施設の建設に要する費用の2分の1と定めることとする。
- ② その他所要の改正を行う。

（4）生産緑地法施行令の一部改正

- ① 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定にかかわらず、生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条件を条例で定める場合に従う基準は、300㎡以上500㎡未満の一定の規模以上の規模の区域であることとする。
- ② その他所要の改正を行う。

（5）都市計画法施行令の一部改正

- ① 都市計画法（昭和35年法律第100号）第52条第1項の規定に基づき、田園住居地域内の農地において堆積の許可が必要となる物件は、土石、廃棄物及び再生資源とする。
- ② 都市計画法第52条第1項第1号の規定に基づき、建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為として、
 - ・ 工作物で仮設のものの建設
 - ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更
 - ・ 現に農業を営む者が農業を営むために行う土地の形質の変更又は土石、廃棄物及び再生資源の堆積を定める。
- ③ 都市計画法第52条第1項第3号の規定に基づき、都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為は、国、都道府県若しくは市区町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。
- ④ 都市計画法第52条第2項第1号、第2号ロ及び第3号の規定に基づき、農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更の規模は、300㎡とする。
- ⑤ 都市計画法第52条第2項第3号の規定に基づき、堆積をした物件の飛散の防止の方法等に関する要件は、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するための措置を講ずることとする。
- ⑥ その他所要の改正を行う。

（6）建築基準法施行令の一部改正

- ① 建築基準法（昭和25年法律201号）別表第2（ち）項第2号の規定に基づき、田園住居地域内に建築してはならない建築物として、農産物の乾燥その他の処理に供する建築物を定める。
- ② 同法別表第2（ち）項第4号の規定に基づき、田園住居地域内に建築することができる農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店等の建築物として、田園住

居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗等を定める。

③ その他所要の改正を行う。

(7) 宅地建物取引業法施行令の一部改正

① 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条第1項の規定に基づき、宅地建物取引業者が宅地建物取引士をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明をさせなければならない法令上の制限等として、

- ・ 田園住居地域内の農地における建築等の規制(都市計画法第52条第1項)
 - ・ 田園住居地域内における用途規制に関する規定(建築基準法第48条第8項)
- を追加することとする。

② その他所要の改正を行う。

(8) 地方住宅供給公社法施行令等の一部改正

地方住宅供給公社等については、田園住居地域内の農地における制限の適用に当たり国又は地方公共団体とみなすこととする等の措置を講ずる。

(9) その他

その他、改正法の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。

※ 上記文中で用いられている条項は、改正法による改正後のもの。

3. 今後のスケジュール(予定)

閣議：平成29年6月上旬

公布：平成29年6月中旬

施行：平成29年6月中旬(1年以内施行部分については平成30年度初め)

改 正 案	現 行
<p>（公園施設に関する制限等）</p> <p>第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。</p> <p>2 ～ 6 （略）</p>	<p>（公園施設に関する制限等）</p> <p>第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。</p> <p>2 ～ 6 （略）</p>